

参考資料集

1. 特別支援教育 関連資料	1
2. 高等学校 関連資料	24
3. 障害学生支援 関連資料	33

1. 特別支援教育 関連資料

特別支援教育について

- 障害のある子供については、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。
- このため、障害の状態等に応じ、特別支援学校(※1)や小・中学校の特別支援学級(※2)、通級による指導(※3)等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。
- 特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。

(※1)特別支援学校

- ・ 障害の程度が比較的重い子供を対象として教育を行う学校。公立特別支援学校(小・中学部)の1学級の標準は6人(重複障害の場合3人)。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱(身体虚弱を含む)。
⇒平成19年4月から、児童生徒等の障害の重複化等に対応した適切な教育を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度から複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校の制度に転換。

(※2)特別支援学級

- ・ 障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を標準(公立))。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

(※3)通級による指導

- ・ 小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業(主として各教科などの指導)を通常の学級で行いながら、週に1単位時間～8単位時間(LD、ADHDは月1単位時間から週8単位時間)程度、障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態。対象とする障害種は言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由及び病弱・身体虚弱。

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成26年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 1019万人

減少傾向

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

H16年比で1.3倍

0.67%
(約6万9千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

H16年比で2.1倍

1.84%
(約18万7千人)

(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万7千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害(LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害(ADHD)

H16年比で2.3倍

0.82%
(約8万4千人)

3.33%
(約34万人)

増加傾向

発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒：6.5%程度*の在籍率

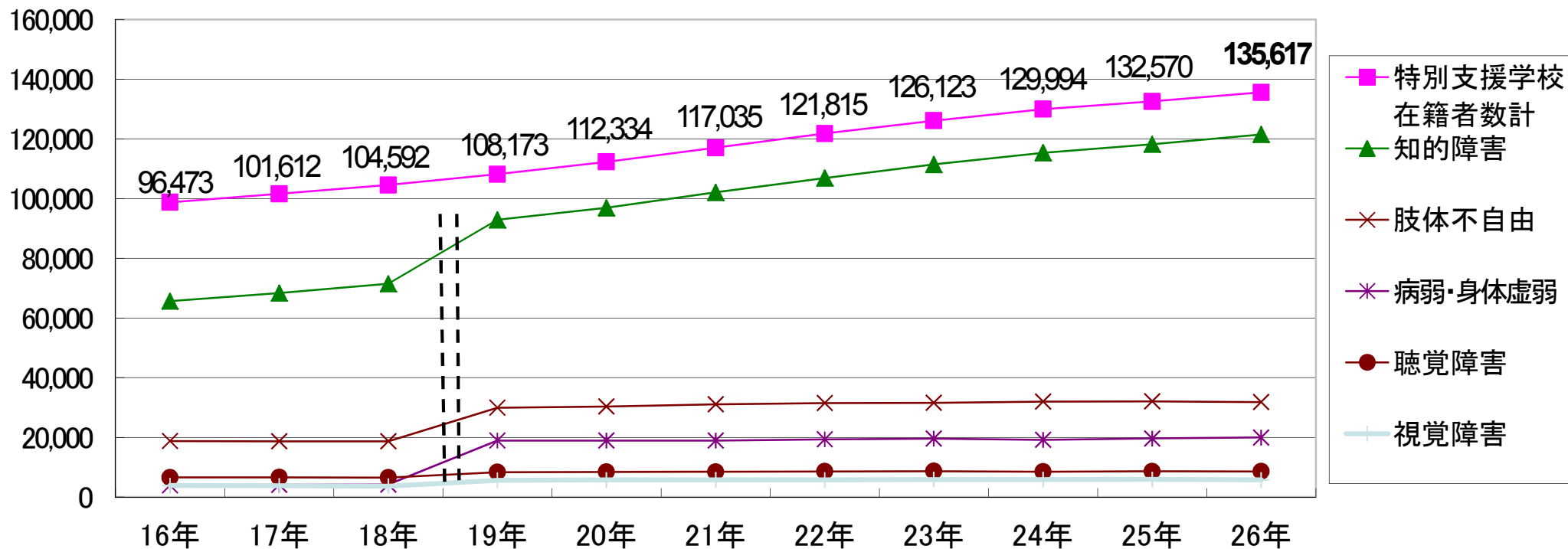
※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2千人)

特別支援学校の現状(平成26年5月1日現在)

○特別支援学校は、障害の程度が比較的重い子供を対象として専門性の高い教育を行う学校であり、公立特別支援学校(小・中学部)の1学級の上限は6人(重複障害の場合は3人)。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱。

特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)在籍者の推移



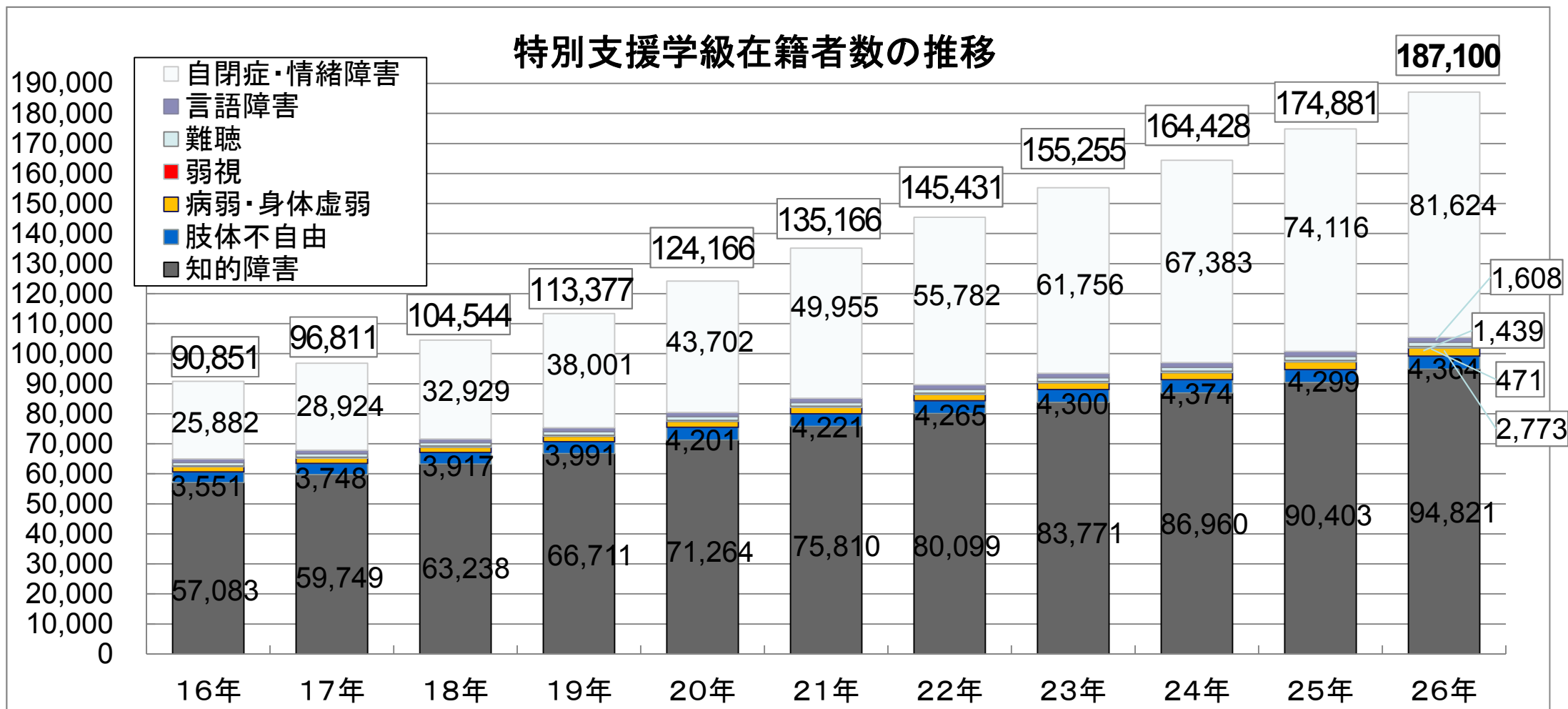
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	85	118	725	340	145	1,096
在籍者数	5,750	8,593	121,544	31,814	19,955	135,617

※注：在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注：学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

特別支援学級の現状(平成26年5月1日現在)

○特別支援学級は、障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限(公立))であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

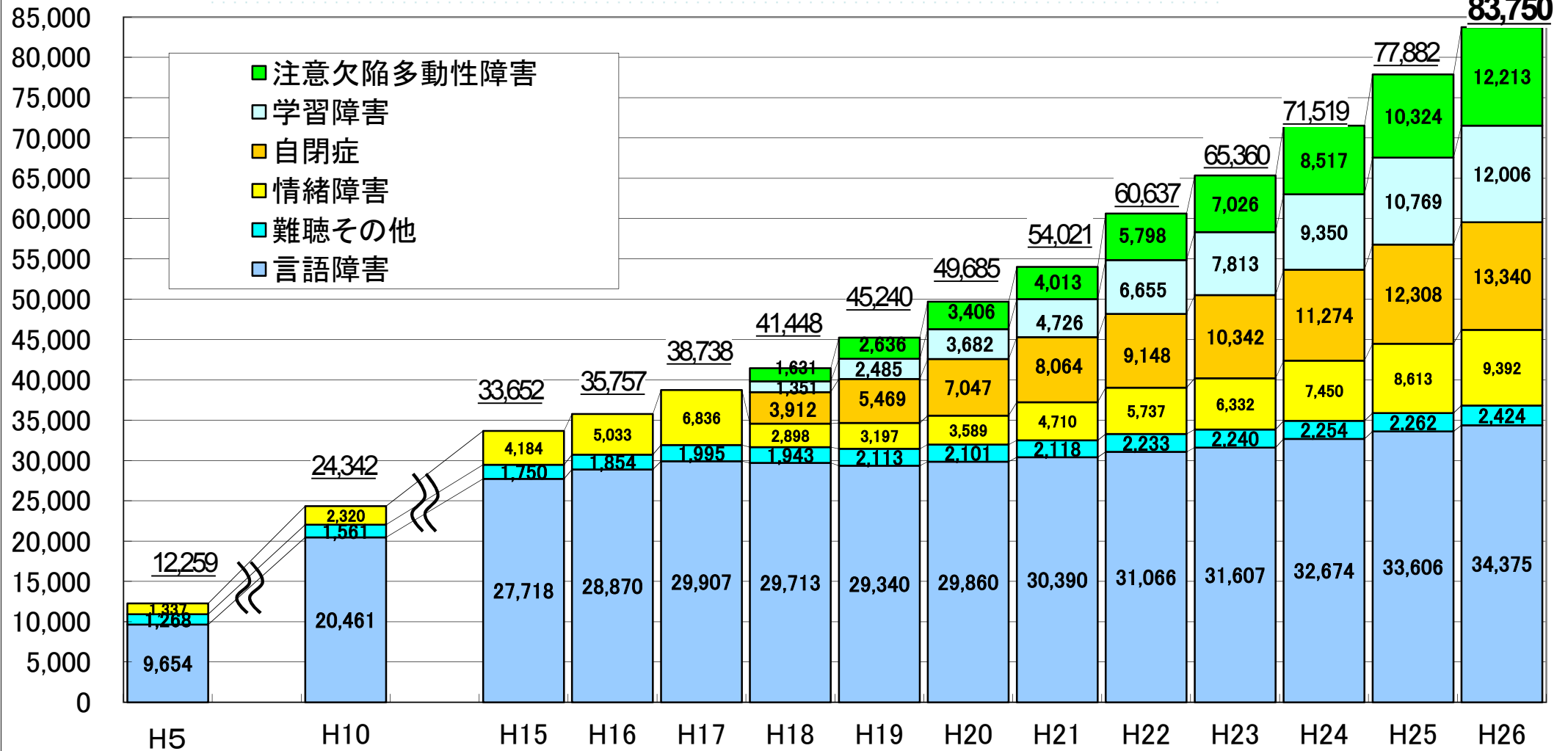


	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	24,640	2,796	1,622	409	918	561	21,106	52,052
在籍者数	94,821	4,364	2,773	471	1,439	1,608	81,624	187,100

通級による指導の現状(平成26年5月1日現在)

○通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある子供が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、週に1単位時間～8単位時間(LD、ADHDは月1単位時間から週8単位時間)程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、LD、ADHD、弱視、難聴、肢体不自由及び身体虚弱。

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



※各年度5月1日現在。 ※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定。

(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示：平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応。)

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする

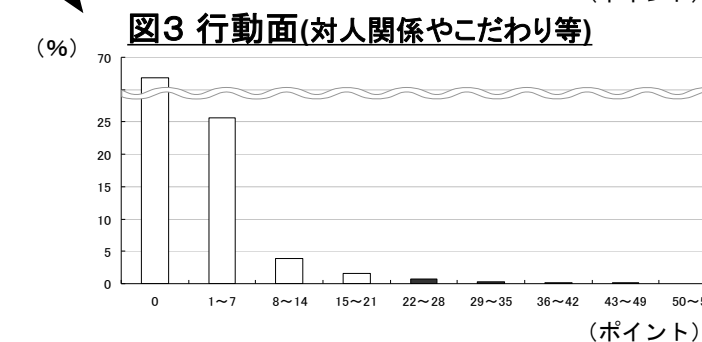
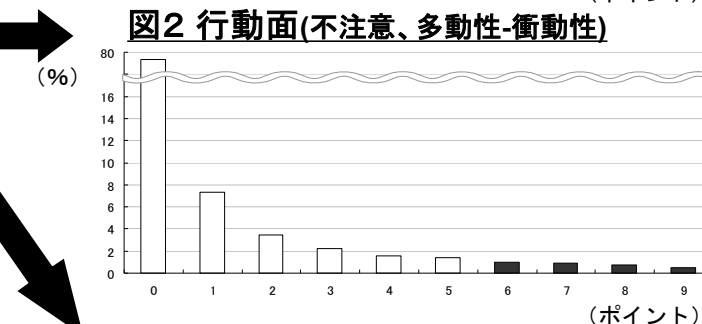
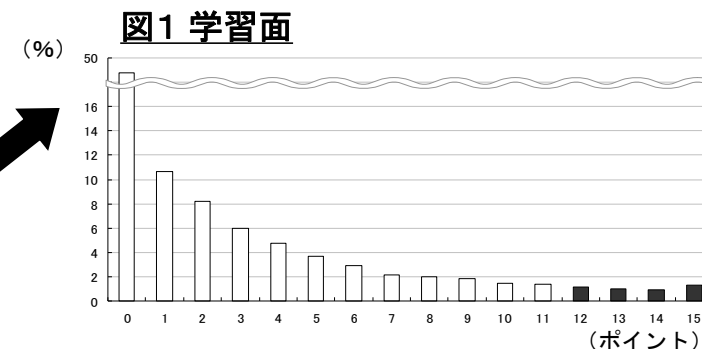
児童生徒に関する調査結果(概要)

平成24年12月公表(文部科学省調査)

複数の質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の困難の状況のうち、主要なものは以下のとおり。

表① 知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合

	推定値 (95%信頼区間)
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5% (6.2%~6.8%)
学習面で著しい困難を示す A: 学習面で著しい困難を示す	4.5% (4.2%~4.7%)
行動面で著しい困難を示す	3.6% (3.4%~3.9%)
B: 「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.1% (2.9%~3.3%)
C: 「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1% (1.0%~1.3%)
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6% (1.5%~1.7%)
A かつ B	1.5% (1.3%~1.6%)
B かつ C	0.7% (0.6%~0.8%)
C かつ A	0.5% (0.5%~0.6%)
A かつ B かつ C	0.4% (0.3%~0.5%)



※調査対象: 全国(岩手、宮城、福島を除く)の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とする抽出調査(標本児童生徒数:53,882人(小学校:35,892人、中学校:17,990人)、回収率は97%)

※留意事項: 担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意。

主な発達障害の定義について

自閉症の定義 <Autistic Disorder>

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より作成)

自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

高機能自閉症の定義 <High-Functioning Autism>

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

学習障害(LD)の定義 <Learning Disabilities>

(平成11年7月の「学習障害児に対する指導について(報告)」より抜粋)

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

注意欠陥多動性障害(ADHD)の定義<Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder>

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

注意欠陥多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

※アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。

【調査対象】

平成14年度の文部科学省全国調査※に準じた方法で、実態調査を実施した中学校における平成20年度卒業の生徒の一部について実施(対象生徒数約1万7千人)。

※「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」

【実施方法】

平成14年度の文部科学省全国調査に準じた方法で、平成18年度以降に実態調査を実施した中学校の3年生の一部を対象として、各中学校において発達障害等困難のある生徒の卒業後の進路を分析・推計※

※ 学級担任を含む複数の教員により判断したものであり、医師の判断による発達障害のある生徒の割合を示したものではない。

【集計結果】

調査対象の中学校3年生のうち、発達障害等困難のある生徒の割合は約2.9%であり、そのうち約75.7%が高等学校に進学することとしている。

これらの高等学校に進学する発達障害等困難のある生徒の、高等学校進学者全体に対する割合は約2.2%。

－課程別、学科別における高等学校進学者中の発達障害等困難のある生徒の割合－

課程別		学科別	
全日制	1.8%	普通科	2.0%
定時制	14.1%	専門学科※1	2.6%
通信制	15.7%	総合学科※2	3.6%

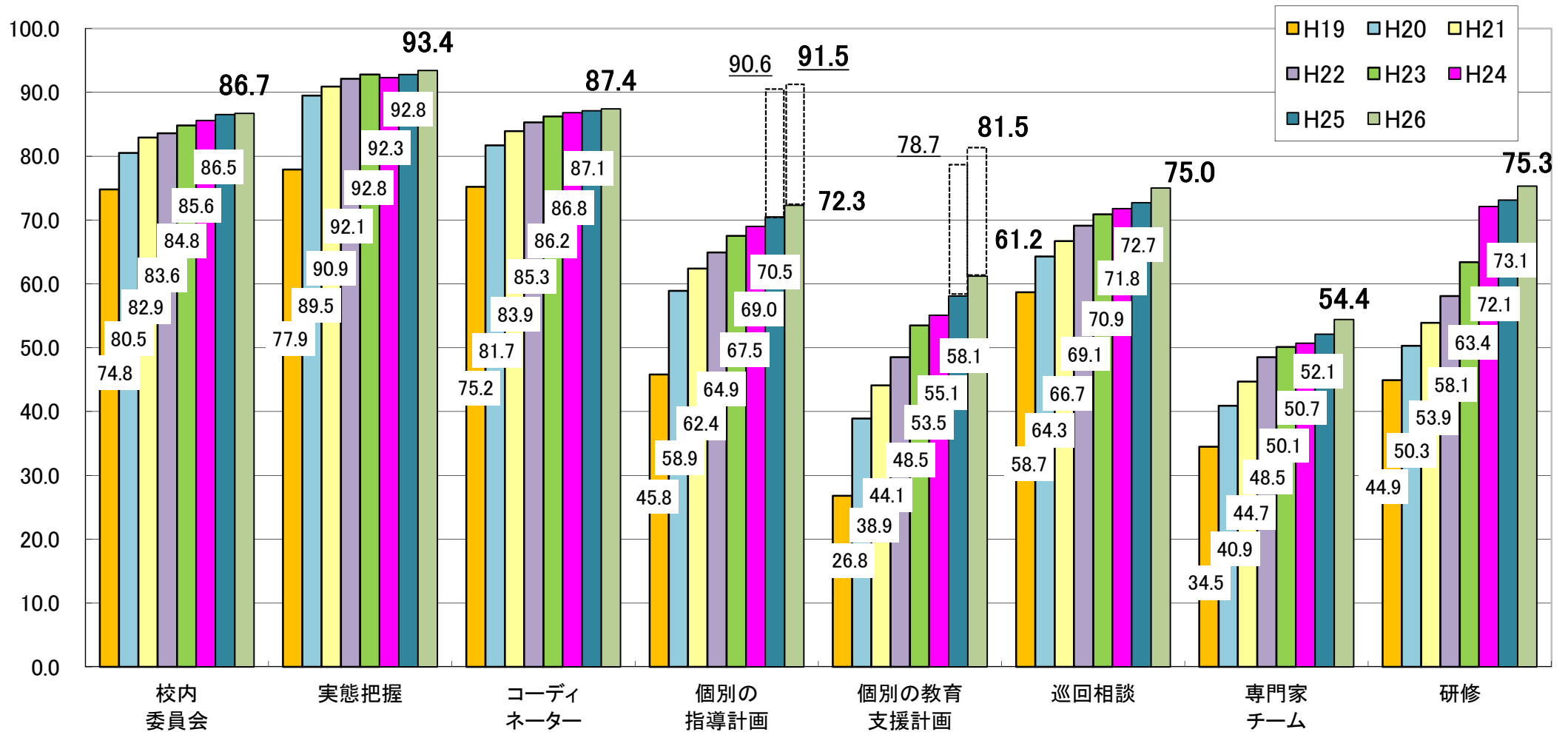
※1: 専門教育を主とする学科

※2: 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

特別支援教育の現状 ～学校における支援体制の整備状況・課題～

○全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。

国公立計・幼小中高計・項目別実施率－全国集計グラフ(平成19～26年度)

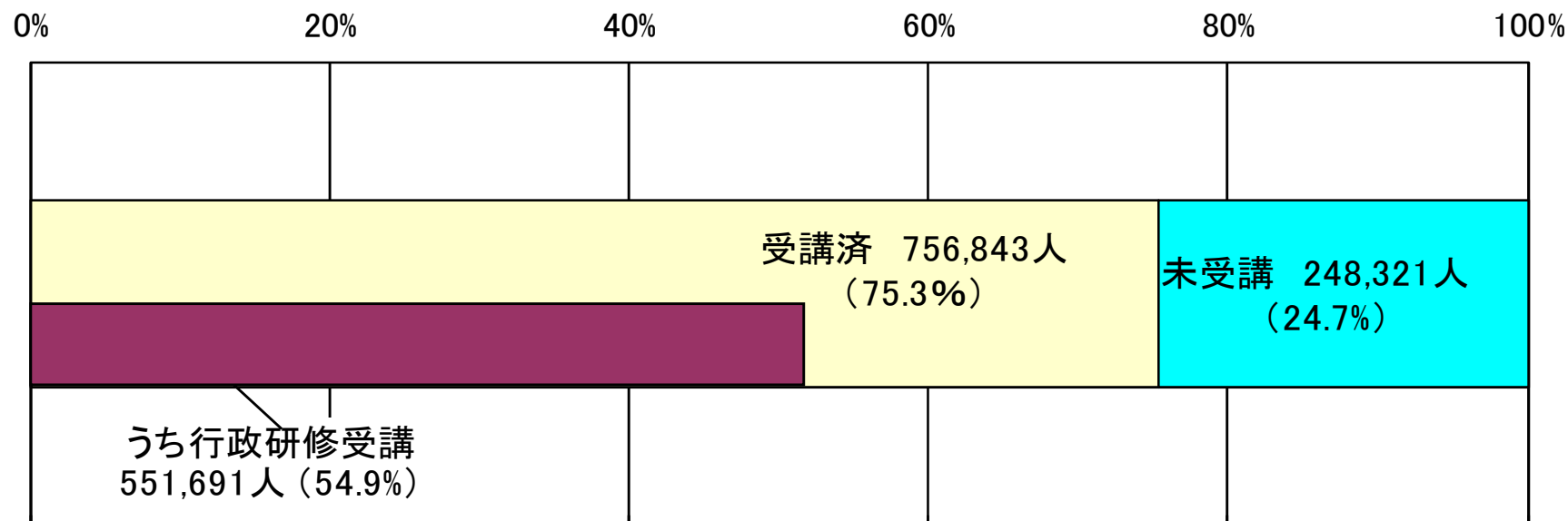


※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

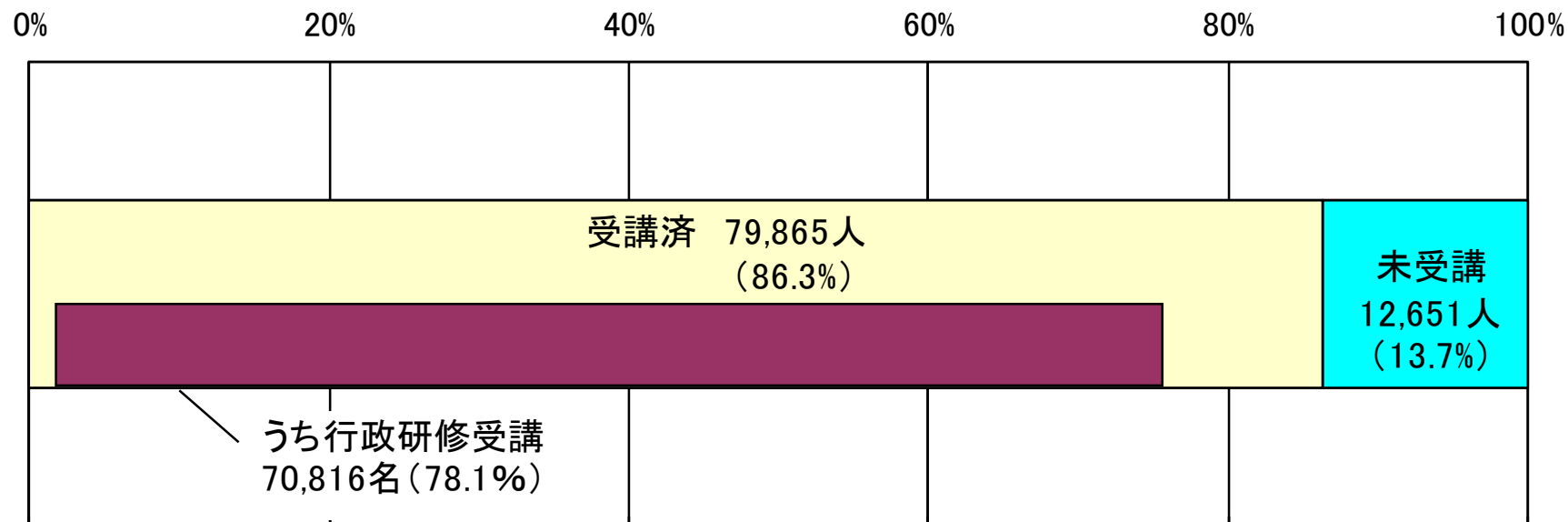
特別支援教育の現状

～特別支援教育に関する教員研修の受講状況(平成26年9月1日現在)～

①国公立計・幼小中高計・教員研修受講率－全国集計グラフ(平成26年度)



②国公立計・幼小中高計・管理職研修受講率－全国集計グラフ(平成26年度)



特別支援学校教諭等免許状の保有状況

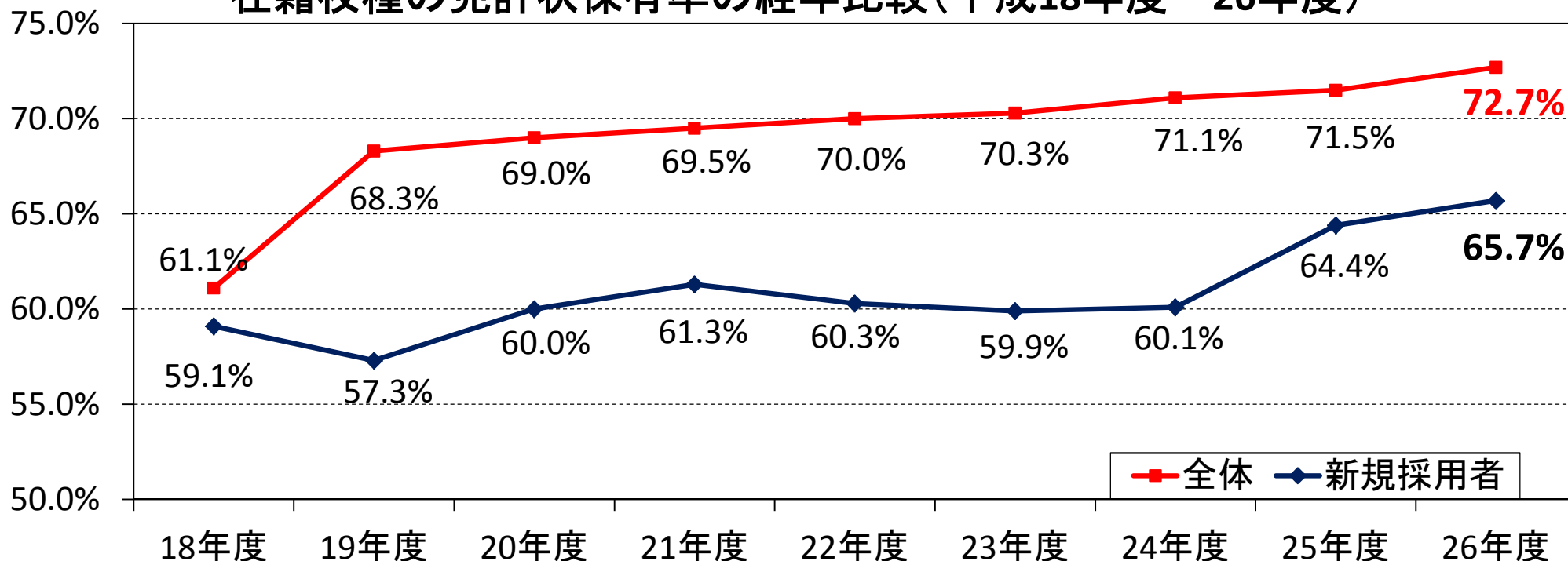
(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率:72.7%(H26年度) ⇒ 本来保有すべきもの

※教育職員免許法附則第16項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率及び新規採用者の保有率ともやや上昇(H26年度)
- ・免許状保有者の採用・配置、非保有者への認定講習の受講促進など、計画的な取組が必要

在籍校種の免許状保有率の経年比較(平成18年度～26年度)



※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。

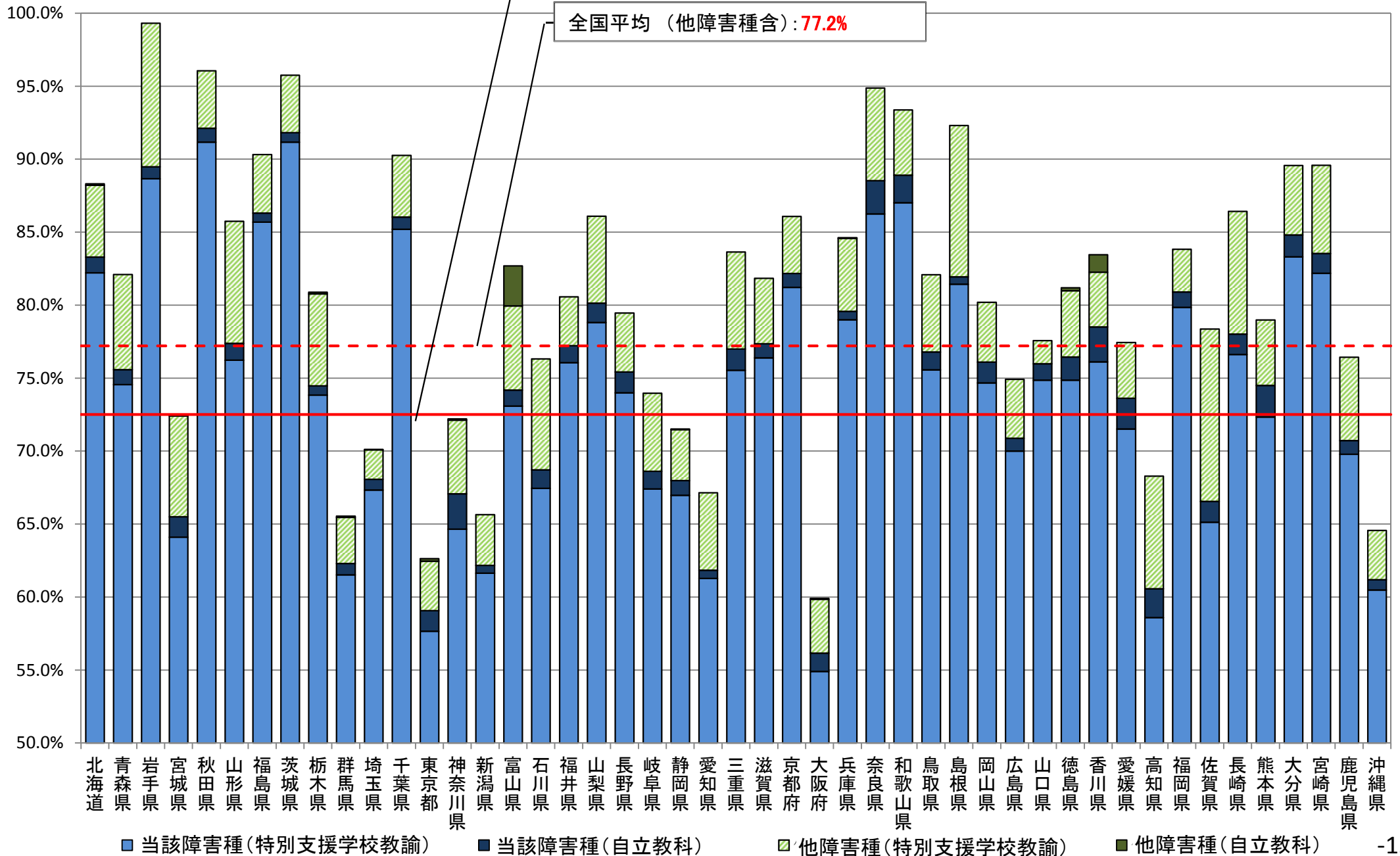
平成19年度～26年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合:30.5%(前年度同ポイント)

特別支援学校教諭等免許状の都道府県別保有状況

(平成26年5月1日現在)

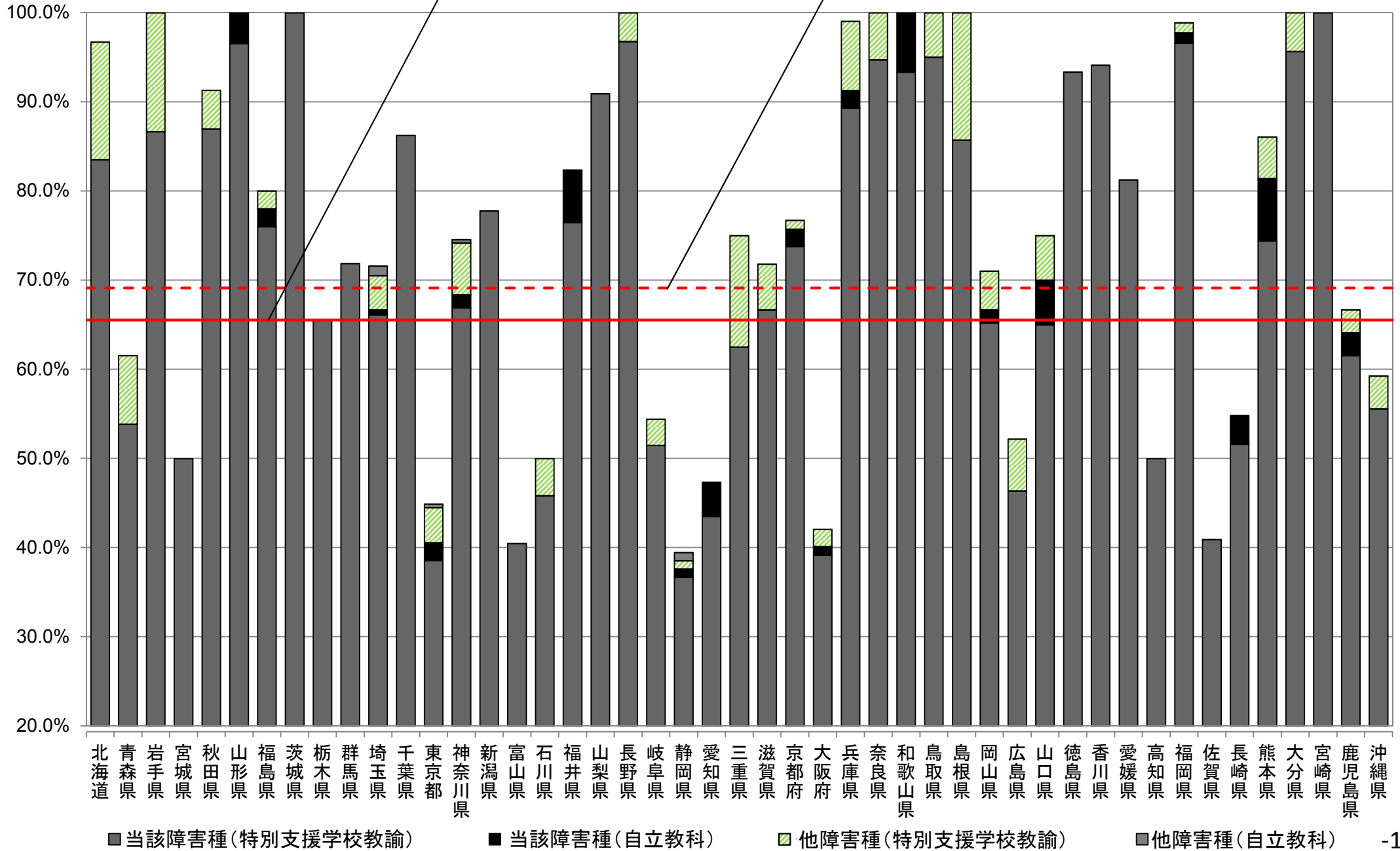
◆ 特別支援学校教員全体



特別支援学校教諭等免許状の都道府県別保有状況

(平成26年5月1日現在)

◆ 新規採用教員



特別支援教育の現状 ～特別支援学校高等部(本科)卒業後の状況～

- ・就職者の割合28.4%(H16 20.4%)、施設・医療機関の割合64.2%(H16 55.9%)。
- ・福祉、労働等関係機関との連携を図り、キャリア教育・就労支援を充実することが必要。

(平成26年3月卒業者)

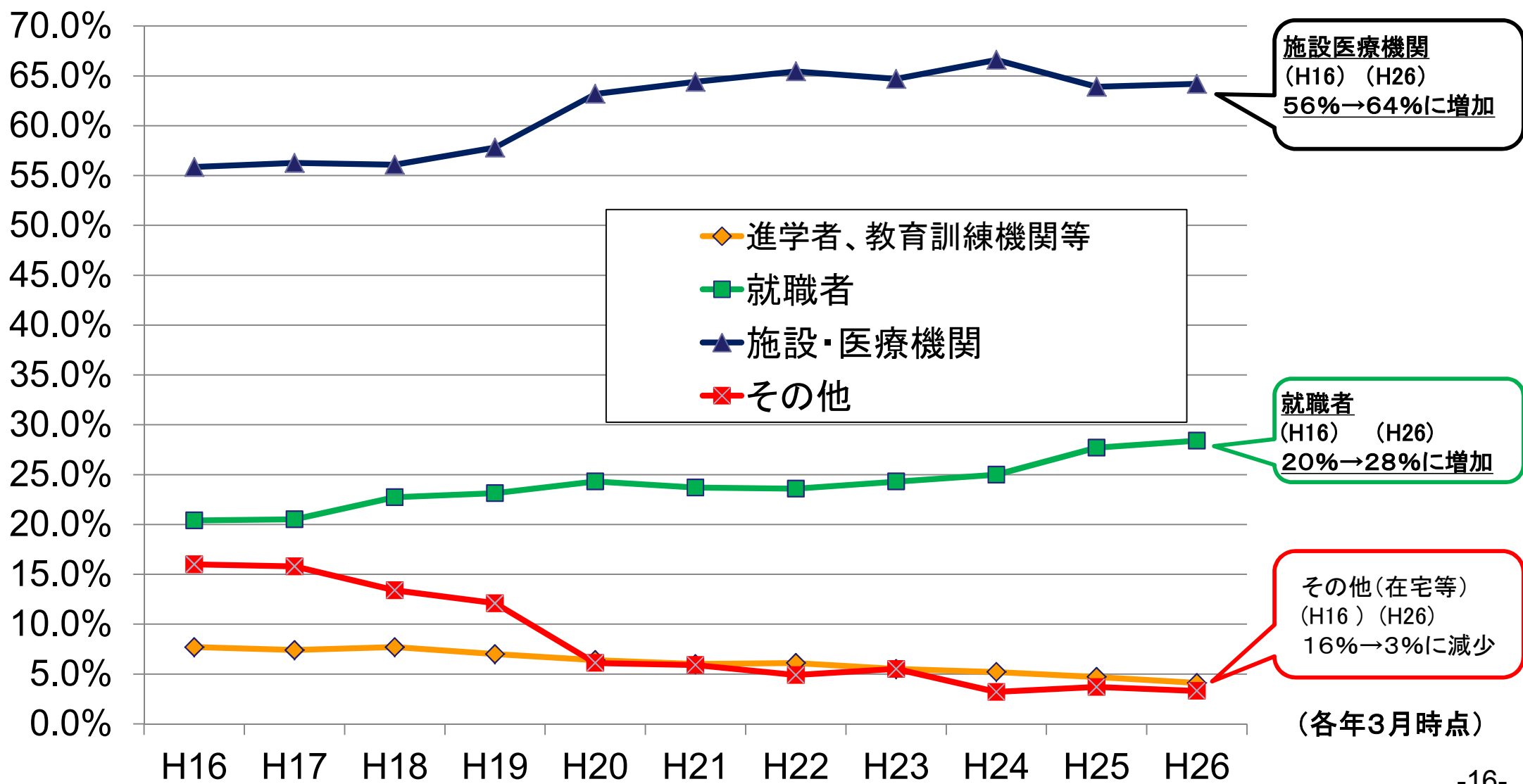
区分	卒業者	進学者	教育訓練機関等	就職者	施設・医療機関	その他
	人	人	人	人	人	人
計	19,576	418 (2.1%)	381 (1.9%)	5,557 (28.4%)	12,565 (64.2%)	655 (3.3%)
視覚障害	352	99 (28.1%)	10 (2.8%)	62 (17.6%)	148 (42.0%)	33 (9.4%)
聴覚障害	440	177 (40.2%)	25 (5.7%)	159 (36.1%)	65 (14.8%)	14 (3.2%)
知的障害	16,566	70 (0.4%)	259 (1.6%)	5,145 (31.1%)	10,636 (64.2%)	456 (2.8%)
肢体不自由	1,790	42 (2.3%)	51 (2.8%)	116 (6.5%)	1,480 (82.7%)	101 (5.6%)
病弱・身体虚弱	428	30 (7.0%)	36 (8.4%)	75 (17.5%)	236 (55.1%)	51 (11.9%)

※四捨五入のため、各区分の比率の計は必ずしも100%にはならない。

特別支援教育の現状 ～特別支援学校高等部(本科)卒業後の状況～

平成26年3月卒業生

区分	卒業生	進学者	教育訓練機関等	就職者	施設・医療機関	その他
計	19,576人	418人 (2.1%)	381人 (1.9%)	5,557人 (28.4%)	12,565人 (64.2%)	655人 (3.3%)



特別支援教育の現状

平成25年度公立高等学校入学選抜における「障害のある生徒」※1に対する配慮の件数※2（文部科学省調査）

支援内容 障害種	実際に行った配慮内容																		合計	平成24年度との比較	
	問題用紙・解答用紙の拡大	口述筆記	出題文の漢字にルビを振る	問題文の読み上げ	面接の順番を配慮	集団面接を個人面接で実施	面接試験での話し方の配慮	ヒアリング試験での配慮・免除	受験での指示・注意事項を文書で提示	時間延長	会場・座席位置の配慮	別室受験	机・いす等の配慮（座席位置の配慮を除く）	文房具の配慮	補聴器、拡大鏡、車椅子等の補助具の使用	薬服用、インシュリン注射等の配慮	介助者等の同席（口述筆記、問題文の読み上げを除く）	保護者等の別室待機			その他
PDD※3	5		1	9	12	7	5	1	4	2	3	39	1		1	2	10	3	17	122	+51
LD※3	5		2					2		6		10		2					4	31	+22
ADHD※3	3									2	1	7			1		1		3	18	+5
視覚障害	47						1	2	1	16	17	39	5	2	43			2	8	183	-20
聴覚障害				1	2	12	54	148	48	5	289	150			135		1		43	888	+109
知的障害		8	1	17	14	3	3	1		2		26	1		4	3	21	3	13	120	-92
肢体不自由	21	4		2	2	5		14	1	41	36	99	46	6	79	3	21	33	53	466	+91
病弱・ 身体虚弱	1	2		2	8	9	1			1	19	152	10	2	27	44	4	25	28	335	+59
言語障害					3	2	6	1		10		8							4	34	+17
情緒障害			1		6	2	11	1		1	3	32	2			1		2	8	70	+27
その他	17	1		1	8	4	11	3	1	24	21	124	12	5	32	21	9	17	52	363	+89
障害種不明	1		1		1		1			2	3	12			1			3	5	30	+2
合計	100	15	6	32	56	44	93	173	55	112	392	698	77	17	323	74	67	88	238	2660	+360

*1 「障害のある生徒」とは、特別支援学校及び特別支援学級等の対象者の他、障害により受験上なんらかの特別の措置が必要であると認められた者を含む。

*2 一人の生徒に複数の配慮を行った場合は、それぞれにカウントする。

*3 PDD（自閉症、アスペルガー症候群及びその他の広汎性発達障害）、LD（学習障害）及びADHD（注意欠陥多動性障害）については、医師等の診断の有無は問わない。

障害のある児童生徒等の自立・社会参加の加速化に向けた特別支援教育の充実

平成28年度概算要求額164億円（平成27年度予算額145億円）

就学前

（インクルーシブ教育システムの推進・早期支援）

○【新規】インクルーシブ教育システムの推進 1,529百万円（新規）

◆インクルーシブ教育システム推進事業費補助

インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組として、都道府県等が①特別支援教育専門家等（早期支援コーディネーター、合理的配慮協力員、外部専門家、看護師）の配置及び②連携協議会及び研修による特別支援教育の体制整備をする場合に要する経費の一部を補助する。 [補助率 1/3]

- ・早期支援コーディネーター 約140人
- ・合理的配慮協力員 約350人
- ・外部専門家（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等） 約430人
- ・看護師 約1,460人
- ・体制整備補助 約350地域

◆インクルーシブ教育システム推進センターの設置

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に「インクルーシブ教育システム推進センター（仮称）」を設置し、インクルーシブ教育システム関連研究（地域実践研究事業）、インクルーシブ教育システムデータベースの充実・情報発信、国際情報集積発信事業を統合的に行う。（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金）



学校教育

（教職員の専門性向上）

○【拡充】特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 216百万円（56百万円）

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教員等に対する専門的な研修の実施や特別支援学校教諭免許状取得に資する取組を実施する。

- ◆指導者養成講習会等の実施（拡充） 27箇所→52箇所



（発達障害に係る支援）

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業 635百万円（586百万円）

◆【新規】発達障害の可能性のある児童生徒に対する放課後等福祉連携支援事業 66百万円

小・中・高等学校等に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援に当たって、厚生労働省と連携しつつ、学校と放課後等デイサービス事業者等の福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法についての調査研究を行う。 24箇所

◆【新規】発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業 46百万円

教育委員会における発達障害に係る通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について医療関係機関等と連携しつつ研究を行う。 12箇所

- ◆発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業 45箇所・発達障害支援アドバイザー 約80人配置
- ◆発達障害の可能性のある児童生徒等の系統性のある支援研究事業 15箇所・学校間連携コーディネーター 約45人配置
- ◆発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業 6大学

（入院児童生徒等への支援）

○【新規】入院児童生徒等への教育保障体制整備事業 104百万円（新規）

長期かつ又は断続的に入院する児童生徒の教育機会を保障するため、在籍校、病院、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行う。 12箇所

（学習上の支援及び教材の開発）

○学習上の支援機器等教材活用促進事業 451百万円（497百万円）

- ◆学習上の支援機器等教材研究開発支援事業 9箇所
- ◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 等



（高等学校段階における支援）

○自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業 383百万円（388百万円）

- ◆キャリア教育・就労支援等の充実事業 35箇所・就職支援コーディネーター 約35人配置
- ◆個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業 25箇所・自立活動等担当教員 約25人配置

（就学の支援）

○【拡充】特別支援教育就学奨励費負担等 12,909百万円（11,583百万円）

特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等に必要な経費を援助する。

- ◆特別支援学校高等部の生徒の通学費、学用品費等の支援拡充（高校就学支援金制度見直しの学年進行対応）



自立と社会参加

※【拡充】教職員定数の増 通級指導など特別支援教育の充実 300人 ※特別支援学校の教室不足解消のための補助 補助率:1/3等

特別支援教育支援員の地方財政措置について

【27年度措置額：約569億円(26年度措置額：約530億円)】

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助(食事、排泄、教室の移動補助等)、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。



■特別支援教育支援員の配置に係る経費(拡充)

□ 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	平成27年度	平成26年度
幼稚園【拡充】	5,600人	5,300人
小・中学校【拡充】	43,600人	40,500人
高等学校	500人	500人
合計	49,700人 (事業費:約569億円)	46,300人 (事業費:約530億円)

平成19年度～:公立小・中学校について地方財政措置を開始
平成21年度～:公立幼稚園について地方財政措置を開始
平成23年度～:公立高等学校について地方財政措置を開始

(参考)平成27年度特別支援教育関係予算等

～特別支援教育支援員の地方財政措置～

特別支援教育支援員地方財政措置・活用人数の推移

	幼稚園		小・中学校		高等学校		計		地財措置額
	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	
18年度	—	3,299	—	18,200	—	226	—	21,725	—
19年度	—	3,513	21,000	22,486	—	278	21,000	26,277	約250億円
20年度	—	3,437	30,000	26,092	—	224	30,000	29,753	約360億円
21年度	3,800	3,779	30,000	31,173	—	219	33,800	35,171	約387億円
22年度	3,800	4,252	34,000	34,132	—	341	37,800	38,725	約435億円
23年度	4,300	4,460	34,000	36,524	500	367	38,800	41,351	約443億円
24年度	4,500	4,807	36,500	39,371	500	443	41,500	44,621	約476億円
25年度	4,800	5,217	39,400	41,157	500	483	44,700	46,857	約514億円
26年度	5,300	5,638	40,500	43,586	500	482	46,300	49,706	約530億円
27年度	5,600	6,546	43,600	46,839	500	542	49,700	53,927	約569億円

※活用人数については、各年度とも5月1日現在のもの(文部科学省特別支援教育課調べ)。

(人)

(参考)平成27年度特別支援教育関係予算等

～特別支援教育支援員の地方財政措置～

特別支援教育支援員活用人数の都道府県別推移(幼稚園)

都道府県		活用人数(人)					公立 幼稚園 設置数 (27.5.1)
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	
1	北海道	46	49	48	53	53	75
2	青森県	0	2	2	0	1	9
3	岩手県	28	39	31	32	33	56
4	宮城県	86	106	76	67	85	92
5	秋田県	11	19	16	22	32	16
6	山形県	20	14	17	16	23	16
7	福島県	67	79	110	116	148	191
8	茨城県	196	262	242	237	236	166
9	栃木県	9	10	11	14	13	5
10	群馬県	61	77	64	80	92	81
11	埼玉県	56	64	67	73	80	56
12	千葉県	123	124	168	157	164	132
13	東京都	557	545	600	635	714	181
14	神奈川県	74	118	126	122	122	55
15	新潟県	34	55	49	40	47	40
16	富山県	14	4	10	12	17	29
17	石川県	1	2	2	2	1	2
18	福井県	11	15	15	33	75	80
19	山梨県	2	5	6	5	6	4
20	長野県	3	10	25	28	26	12
21	岐阜県	72	83	187	137	172	99
22	静岡県	372	390	414	483	476	299
23	愛知県	120	135	144	139	163	87
24	三重県	133	144	178	191	205	175

都道府県		活用人数(人)					公立 幼稚園 設置数 (27.5.1)
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	
25	滋賀県	248	190	191	303	532	158
26	京都府	114	112	116	132	137	63
27	大阪府	478	518	552	612	715	347
28	兵庫県	323	347	372	383	438	432
29	奈良県	227	213	198	190	254	157
30	和歌山県	20	29	26	36	36	57
31	鳥取県	3	6	3	1	0	14
32	島根県	51	65	77	82	86	83
33	岡山県	156	165	153	175	195	289
34	広島県	85	77	73	82	85	92
35	山口県	53	62	67	60	72	54
36	徳島県	90	90	83	101	128	159
37	香川県	151	171	159	199	169	129
38	愛媛県	62	68	75	70	77	68
39	高知県	13	13	9	7	6	24
40	福岡県	62	54	154	191	247	56
41	佐賀県	14	15	18	20	19	11
42	長崎県	31	33	36	35	39	39
43	熊本県	22	30	27	26	30	31
44	大分県	25	38	36	43	41	134
45	宮崎県	1	1	2	3	3	16
46	鹿児島県	11	14	19	22	24	84
47	沖縄県	124	145	163	171	229	240
計		4,460	4,807	5,217	5,638	6,546	4,695

※活用人数については、各年度とも5月1日現在のもの(文部科学省特別支援教育課調べ)。

※公立幼稚園設置数は、平成27年度学校基本統計(速報)による数字である。

(参考)平成27年度特別支援教育関係予算等

～特別支援教育支援員の地方財政措置～

特別支援教育支援員活用人数の都道府県別推移(小・中学校)

都道府県		活用人数(人)					公立小・中学校 設置数 (27.5.1)
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	
1	北海道	1,520	1,756	1,909	2,053	2,163	1,713
2	青森県	322	355	390	457	487	462
3	岩手県	366	417	460	503	512	508
4	宮城県	567	627	714	770	786	605
5	秋田県	508	545	606	628	633	329
6	山形県	321	382	375	402	412	371
7	福島県	387	477	555	590	68	687
8	茨城県	793	873	971	1,056	1,120	745
9	栃木県	724	732	746	735	746	540
10	群馬県	678	728	732	758	772	484
11	埼玉県	1,637	1,644	1,734	1,962	2,221	1,233
12	千葉県	1,358	1,494	1,787	1,853	1,851	1,191
13	東京都	3,629	4,088	3,703	3,986	4,806	1,919
14	神奈川県	2,135	2,111	2,376	2,519	2,692	1,268
15	新潟県	1,285	1,302	1,414	1,352	1,434	722
16	富山県	273	312	298	353	369	276
17	石川県	301	351	396	429	456	310
18	福井県	326	360	365	376	407	279
19	山梨県	240	283	286	319	335	274
20	長野県	685	732	782	835	893	562
21	岐阜県	912	964	1,085	1,064	1,116	556
22	静岡県	980	1,041	983	1,093	1,115	772
23	愛知県	1,403	1,514	1,719	1,810	1,917	1,393
24	三重県	979	1,020	1,088	1,066	1,102	563

都道府県		活用人数(人)					公立小・中学校 設置数 (27.5.1)
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	
25	滋賀県	456	482	480	600	631	325
26	京都府	741	811	809	850	836	565
27	大阪府	2,178	2,261	2,257	2,550	2,654	1,471
28	兵庫県	1,785	2,127	1,493	1,529	1,995	1,116
29	奈良県	472	529	500	480	508	313
30	和歌山県	254	271	294	300	333	393
31	鳥取県	139	136	140	147	158	193
32	島根県	324	385	368	409	414	308
33	岡山県	722	722	788	839	885	566
34	広島県	1,195	1,237	1,351	1,442	1,521	738
35	山口県	568	549	628	670	719	480
36	徳島県	312	322	285	251	287	295
37	香川県	304	340	386	427	443	238
38	愛媛県	579	635	698	741	770	429
39	高知県	199	219	233	254	270	359
40	福岡県	964	1,021	1,550	1,434	1,563	1,085
41	佐賀県	382	329	329	358	408	262
42	長崎県	411	446	467	498	513	532
43	熊本県	643	687	737	768	768	544
44	大分県	353	412	442	478	492	429
45	宮崎県	252	269	279	308	323	380
46	鹿児島県	424	484	568	595	636	769
47	沖縄県	538	589	601	689	709	418
計		36,524	39,371	41,157	43,586	46,839	29,970

※活用人数については、各年度とも5月1日現在のもの(文部科学省特別支援教育課調べ)。

※公立小・中学校設置数は、平成27年度学校基本統計(速報)による数字である。また、中学校には中等教育学校(前期課程)を含む。

(参考)平成27年度特別支援教育関係予算等

～特別支援教育支援員の地方財政措置～

特別支援教育支援員活用人数の都道府県別推移(高等学校)

都道府県	活用人数(人)					公立 高等学校 設置数 (27.5.1)
	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	
1 北海道	3	9	9	10	11	237
2 青森県	0	0	0	0	0	63
3 岩手県	24	28	26	27	30	68
4 宮城県	2	1	3	2	1	78
5 秋田県	0	6	6	6	6	52
6 山形県	4	5	5	10	12	47
7 福島県	10	19	20	21	24	94
8 茨城県	1	1	0	3	3	98
9 栃木県	0	0	0	0	0	61
10 群馬県	0	1	1	2	6	70
11 埼玉県	0	0	6	11	9	147
12 千葉県	0	7	10	11	5	129
13 東京都	0	0	0	0	0	192
14 神奈川県	24	25	31	26	19	159
15 新潟県	0	0	5	5	7	97
16 富山県	0	0	0	0	2	43
17 石川県	0	5	5	5	4	45
18 福井県	0	3	3	1	4	31
19 山梨県	0	0	0	0	0	33
20 長野県	0	0	0	0	0	87
21 岐阜県	0	0	0	0	0	66
22 静岡県	0	0	0	6	6	95
23 愛知県	0	1	3	0	5	163
24 三重県	0	0	0	2	8	58

都道府県	活用人数(人)					公立 高等学校 設置数 (27.5.1)
	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	
25 滋賀県	8	8	10	0	3	49
26 京都府	29	32	28	23	30	64
27 大阪府	187	206	186	158	177	161
28 兵庫県	6	6	3	13	16	158
29 奈良県	4	10	10	8	7	37
30 和歌山県	3	5	9	10	11	41
31 鳥取県	0	1	1	1	1	24
32 島根県	0	1	1	4	3	37
33 岡山県	1	4	10	13	14	64
34 広島県	24	25	27	22	23	92
35 山口県	3	3	18	19	17	59
36 徳島県	2	2	2	3	3	35
37 香川県	2	1	1	0	0	32
38 愛媛県	0	0	8	11	13	56
39 高知県	6	6	3	1	1	37
40 福岡県	1	0	0	0	5	107
41 佐賀県	2	3	4	4	4	36
42 長崎県	0	0	3	3	5	57
43 熊本県	0	0	0	5	5	59
44 大分県	0	0	0	0	0	46
45 宮崎県	16	10	8	7	6	39
46 鹿児島県	0	4	4	4	3	72
47 沖縄県	5	5	14	25	33	60
計	367	443	483	482	542	3,635

※活用人数については、各年度とも5月1日現在のもの(文部科学省特別支援教育課調べ)。

※公立高等学校設置数は、平成27年度学校基本統計(速報)による数字である。

2. 高等学校 関連資料

我が国の高等学校制度

課程による区分

全日制	定時制	通信制
通常の課程	夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程	通信による教育を行う課程

学年による教育課程の区分

学年制	単位制
学年による教育課程の区分を設け、各学年の課程の修了が必要。	学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる。

学科による区分

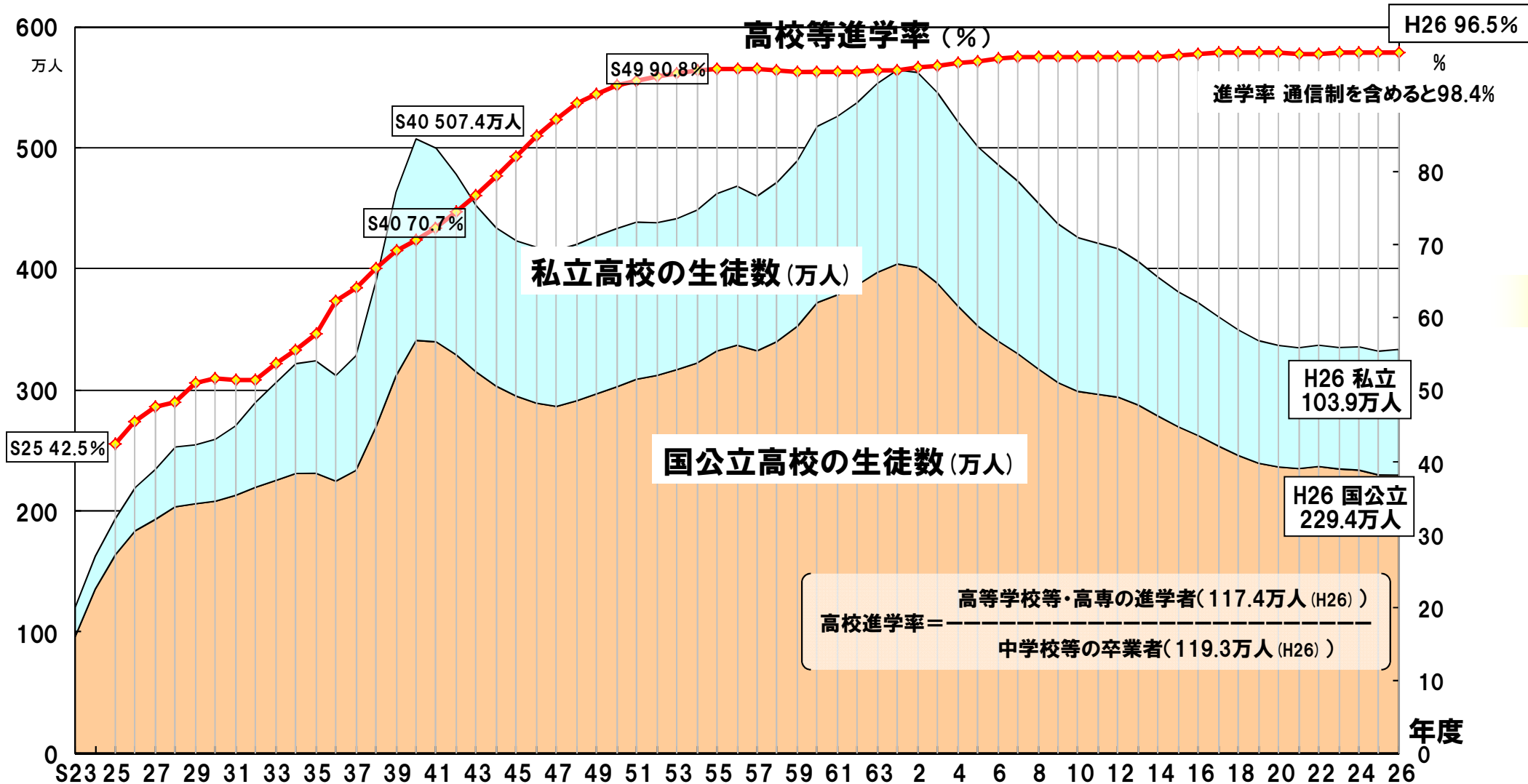
普通科	専門学科	総合学科
普通教育を主とする学科	職業教育等、専門教育を主とする学科	普通教育と専門教育とを総合的に行う学科

例1: 全日制単位制高等学校(専門学科) 例2: 定時制単位制高等学校(普通科)

高等学校等への進学率[推移]

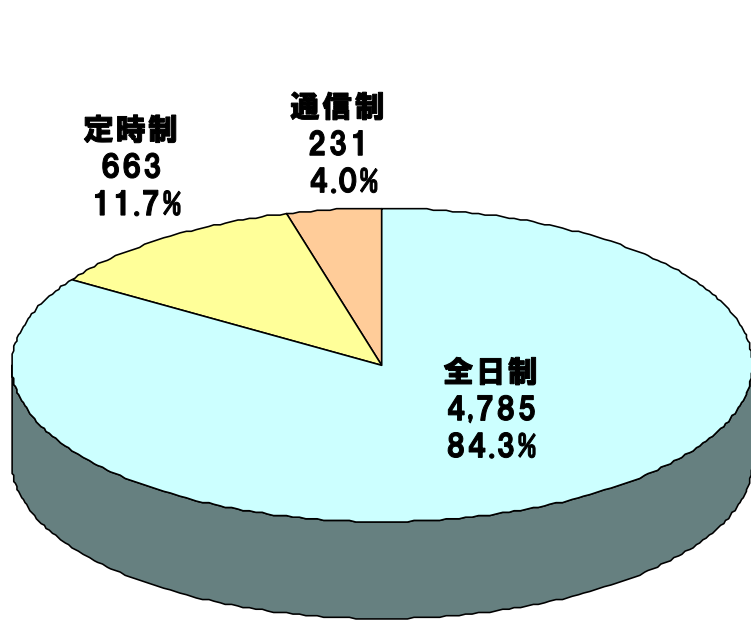
高等学校等への進学率は着実に向上し、昭和49年度に90%を超えた

(国公立の全日制・定時制の計)



文部科学省「学校基本調査(平成26年度)」

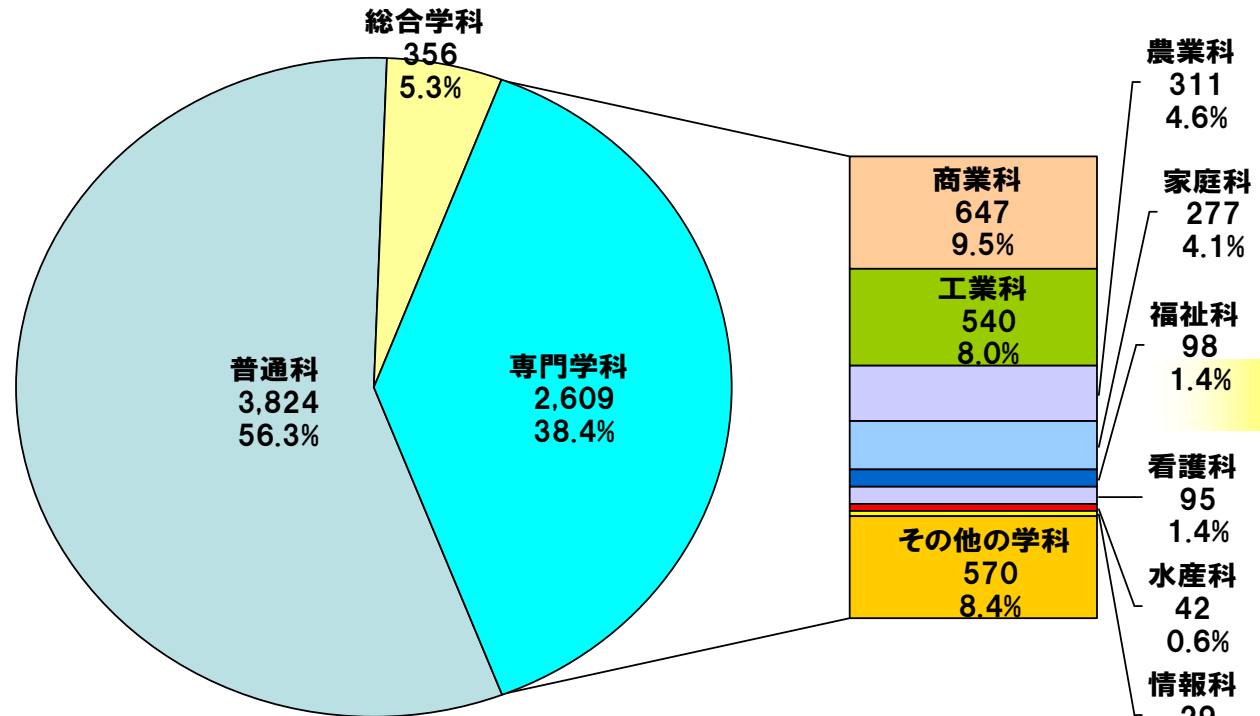
課程別・学科別学校数(平成26年度) [内訳]



課程別学校数

全日制課程：通常の課程、修業年限3年
定時制課程：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程、修業年限3年以上
通信制課程：通信による教育を行う課程、修業年限3年以上

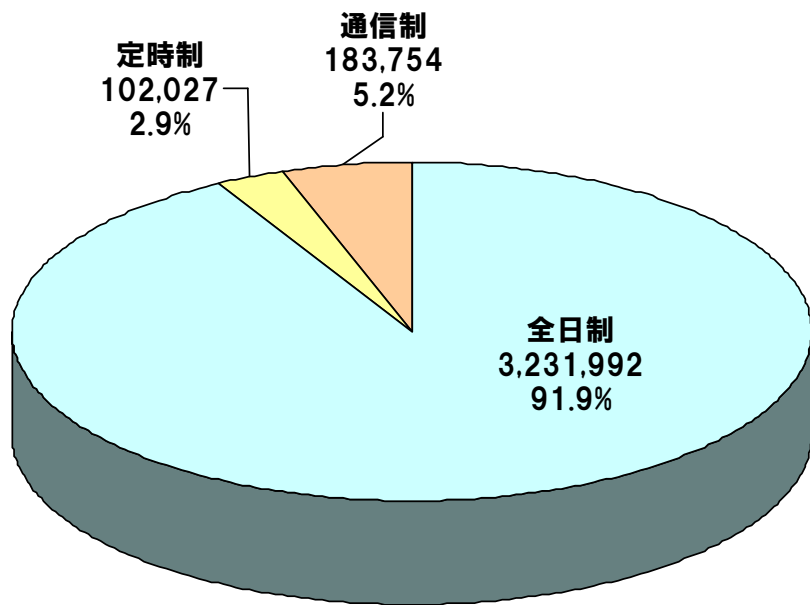
※一つの学校が2つ以上の課程を併置している場合は、それぞれの課程について、重複して計上。



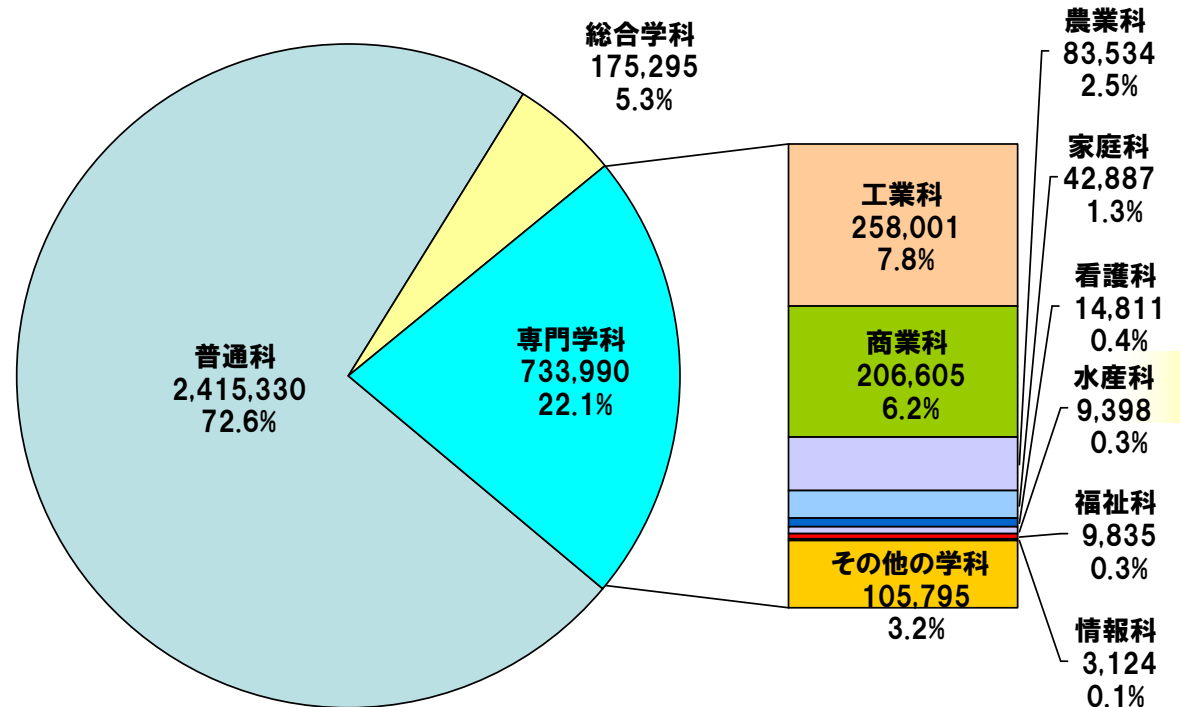
学科別学校数(全日制・定時制の本科)

※一つの学校が2つ以上の学科を持つ場合は、それぞれの学科について、重複して計上。

課程別・学科別生徒数(平成26年度) [内訳]



課程別生徒数



学科別生徒数(全日制・定時制の本科)

- 全日制課程：通常の課程、修業年限3年
- 定時制課程：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程、修業年限3年以上
- 通信制課程：通信による教育を行う課程、修業年限3年以上

高等学校の学習指導要領の構成

学校教育法施行規則

第八十三条 高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動によつて編成するものとする。

第八十四条 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。

高等学校学習指導要領の構成

第1章 総 則

教育課程編成の一般方針、各教科・科目及び単位数、各教科・科目等の履修、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数、内容等の取扱いに関する共通的事項、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項等について規定

第2章 各学科に共通する各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定
国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報

第3章 主として専門学科に設置される各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定
農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、
体育、音楽、美術、英語

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特 別 活 動

高等学校の教育課程の例（全日制普通科）

【平成25年度実施】（平成21年告示）

3年間で開設できる単位数
(週30コマ)

90単位

卒業に必要な単位数

74単位以上

最低必修単位数

31単位

教育課程の例

教科・科目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0										1 2 3 4 5 6 7 8 9 0										1 2 3 4 5 6 7 8 9 0										総合		特別活動																								
	国語	地理	歴史	公民	外国語	数学	理科	保健体育			芸術	家庭	情報	国語	地理	歴史	公民	外国語	数学	理科	保健体育			芸術	家庭	情報	国語	地理	歴史	公民	外国語	数学	理科	保健体育			芸術	家庭	情報	総合	特別活動																
教科・科目	国語総合	世界史A	日本史A	現代社会	コミュニケーション英語I	数学I	科学と人間生活	物理基礎	化学基礎	生物基礎	地学基礎	体育	音楽I	美術I	工芸I	書道I	社会と情報	家庭基礎	情報と科学	必修教科目を増単位又は以下の選択科目、学校設定教科・科目を履修																																				総合	特別活動
																				選択科目: 国語(国語表現、現代文A、現代文B、古典A、古典B) 地理歴史(世界史B、日本史A、日本史B、地理A、地理B) 公民(倫理、政治・経済) 数学(数学II、数学III、数学A、数学B、数学活用) 理科(物理基礎、物理、化学基礎、化学、生物基礎、生物、地学基礎、地学) 芸術(音楽I、II、III、美術I、II、III、工芸I、II、III、書道I、II、III) 外国語(コミュニケーション英語基礎、コミュニケーション英語II、コミュニケーション英語III、英語表現I、英語表現II、英語会話) 家庭(家庭総合、生活デザイン) 情報(情報の科学情報(情報の科学))																																					
単位数	2	2	2	2	2	2	2	7	2	2	2	2	53																																				3	3							

教科・科目	1 2 3 4 5					1 2 3 4 5					1 2 3 4 5					1 2 3 4 5					1 2 3 4 5					1 2 3 4 5					総合		特別活動	
	国語	地理	歴史	公民	外国語	国語	地理	歴史	公民	外国語	数学	理科	保健体育	芸術	家庭	情報	総合	特別活動																
例1	国語総合	現代文A	現代文B	古典B	世界史B	日本史B	倫理	政治・経済	コミュニケーション英語I	コミュニケーション英語II	コミュニケーション英語III	英語表現I	英語表現II	数学I	数学II	数学A	数学B	物理基礎	化学基礎	生物基礎	生物	体育	保健	音楽I	家庭基礎	社会と情報	総合	特別活動						
																													国語総合	現代文A	現代文B	古典B	世界史B	日本史B
単位数	5	2	4	4	4	4	2	2	3	4	3	2	6	3	7	2	2	2	2	2	3	8	2	2	2	2	3	3						

教科・科目	1 2 3 4 5					1 2 3 4 5					1 2 3 4 5					1 2 3 4 5					1 2 3 4 5					総合		特別活動	
	国語	地理	歴史	公民	外国語	国語	地理	歴史	公民	外国語	数学	理科	保健体育	芸術	家庭	情報	総合	特別活動											
例2	国語総合	現代文B	国語表現	世界史A	日本史A	現代社会	コミュニケーション英語I	コミュニケーション英語II	コミュニケーション英語III	数学I	数学II	数学III	数学A	数学B	物理基礎	化学基礎	生物基礎	地学基礎	物理	化学	生物	地学	体育	保健	音楽I	家庭基礎	情報の科学	総合	特別活動
単位数	5	4	3	2	2	2	5	5	5	3	6	5	2	2	3	2	2	2	4	4	4	4	8	2	2	2	2	3	3

(必修教科目の選択について)

※地理歴史科においては「世界史A」及び「世界史B」のうちから1科目、並びに「日本史A」「日本史B」「地理A」及び「地理B」のうちから1科目を履修することとなっているが、例では、文系ではB科目、理系ではA科目を履修することを想定している。

※公民科においては、「現代社会」、または「倫理」「政治・経済」の組み合わせを履修することとなっているが、例では、文系では「倫理」「政治・経済」、理系では「現代社会」を履修することを想定している。

※理科においては、「科学と人間生活」と「基礎」を付した科目1科目を取るか、「基礎」を付した科目を3科目履修することとなっているが、例では、文系では「基礎」を付した科目3科目、理系では「基礎」を付した科目4科目全てを履修することを想定している。

必修教科・科目について

- ・卒業に必要な74単位のうち、全学科共通で必修及び選択必修の教科・科目の単位数は、最低で38単位。
(専門学科においては、これに加えて専門教科・科目25単位以上が必要。)
- ・実際には、多くの学校で90単位程度の授業を開講している。
(標準単位数よりも多い単位数を設定することや、下記の学校設定教科・科目の設定などによる)

学校設定教科・科目

学校は地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、学習指導要領に定められた教科及び科目のほかに、独自の教科及び科目を設けることができる。

(普通科の場合、卒業までに修得させる単位数に含めることができる単位数は20単位まで)

学校設定教科・科目の例

- ・地域の自然、特産等に関する教科・科目
「〇〇学」「〇〇文化」「観光」など
(具体例)
「い草」(熊本県立八代農業高校)「そば」(北海道幌加内高校)
- ・各教科の発展的な学習を行う科目
「〇〇研究」「発展〇〇」など
- ・必修科目の前により基礎的な学習を行う科目
「〇〇基礎」「ベーシック〇〇」など
- ・教科横断的な探究学習等を行う教科・科目
「課題研究」「探究」など
- ・スーパーサイエンスハイスクール、スーパーグローバルハイスクールとして取り組む教科・科目
「スーパーサイエンス〇〇」「グローバル〇〇」など
- ・自己認識、学習方法、思考力等に関する教科・科目 等

義務教育段階での学習内容の確実な定着について

(指導計画の作成に当たって配慮すべき事項)

(3) 学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。

ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。

イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。

ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。

(教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項)

(7) 学習の遅れがちな生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫すること。

障害のある生徒への配慮について

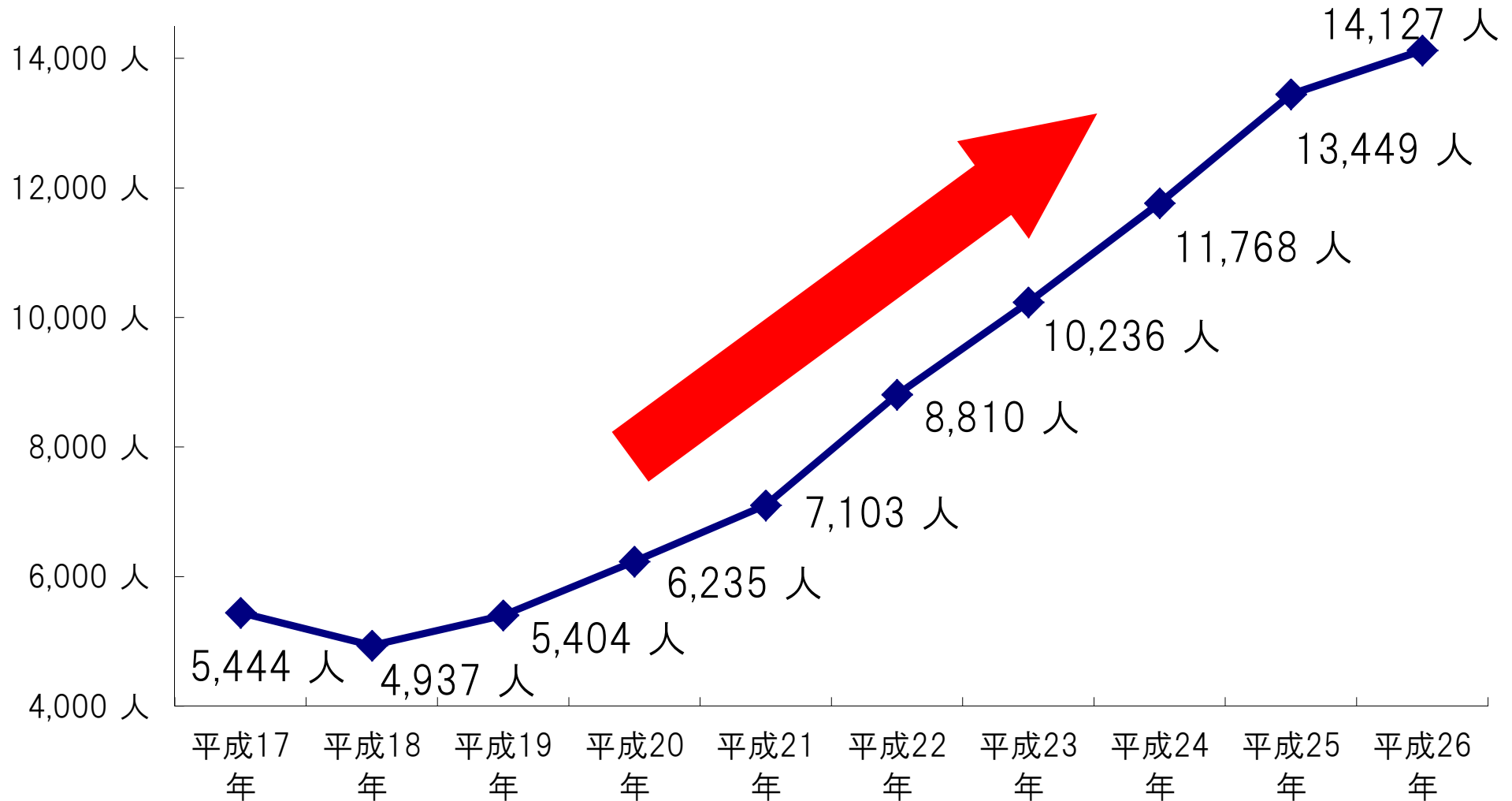
(教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項)

(8) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

3. 障害学生支援 関連資料

障害のある学生の在籍者数(全体推移)

(各年5月1日現在)

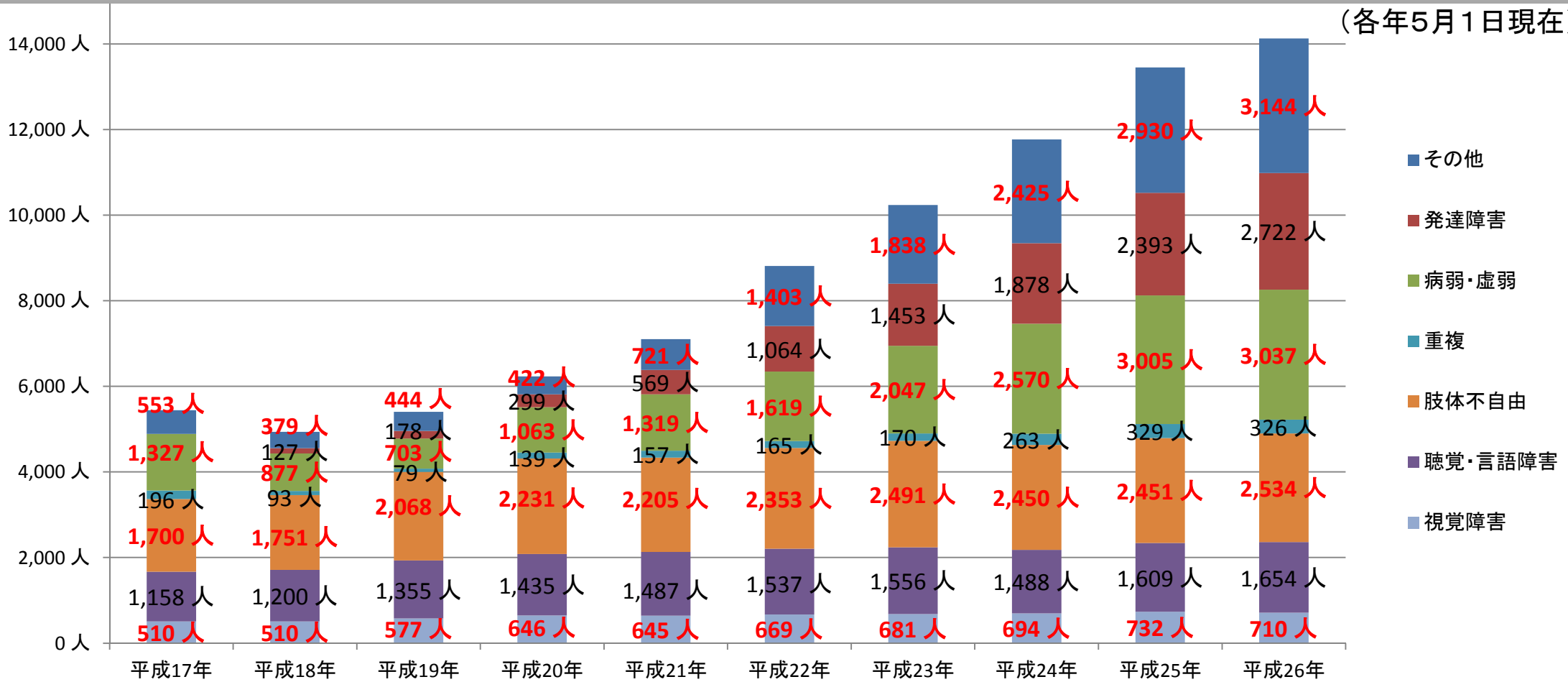


※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
※2 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。
(出典:平成26年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))



障害のある学生の在籍者数(障害種別内訳)

(各年5月1日現在)



- その他
- 発達障害
- 病弱・虚弱
- 重複
- 肢体不自由
- 聴覚・言語障害
- 視覚障害

- ※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
- ※2 「病弱・虚弱」とは、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓等の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、神経疾患、悪性新生物等、及び身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とするものを含む。
- ※3 知的障害、精神障害、精神疾患等は「その他」に含む。(平成24年度から内訳を調査(平成26年度の「その他」3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人))
- ※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。
- (出典:平成26年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

大学等における主な支援

【視覚障害】

- 点訳・墨訳
- 教材の拡大等

【聴覚・言語障害】

- パソコンテイク・ノートテイク
- 手話通訳等

【肢体不自由】

- 教室内座席配慮
- 実技・実習配慮等

【病弱・虚弱】

- 試験時間延長・別室受験等

【発達障害】

- 注意事項等文書伝達
- 休憩室の確保
- 学習指導(履修・学習方法等)
- 社会的スキル指導
(対人関係、自己管理等)等

「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」

WebサイトURL http://jasso.go.jp/tokubetsu_shien/2014jirei_top.html

日本学生支援機構のHPにおいて、大学等の支援・配慮事例(視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害、精神障害の計188例)を紹介

支援の申し出を受けてからの
①学内の協議部署、②対応手順、
③支援内容、④学校の設置形態、
⑤学校規模、⑥支援体制
などを記載

障害種の
詳細区分を
クリック!

場面別索引(入試受験上の配慮や授業支援など)で知りたい事例をクリック!

